

4. 「城東4丁目地区」地区計画

●都市計画決定:平成 8年4月1日(告示第37号・決定)

●都市計画変更:平成30年4月1日(告示第24号・変更)

名称	城東4丁目地区	
位置	小山市城東4丁目の一部	
面積	約20.1ha	
地区区分	地区の名称	A地区
	地区の面積	約2.9ha
地区区分	地区の名称	B地区
	地区の面積	約17.2ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(に)項第6号に掲げるもの 2. 同法同表(る)項第1号((25)から(28)までに掲げるものを除く。)又は第2号に掲げるもの 3. 同法同表(わ)項第2号、第4号又は第8号に掲げるもの	
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	3,000㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は計画図に示す距離以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。 1. 軒の高さが2.3m以下の車庫 2. 建築基準法施行令第135条の21に規定する建築物又は建築物の部分で上記1.以外のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は計画図に示す距離以上としなければならない。ただし、次に該当する場合には、この限りではない。 1. 建築基準法施行令第135条の21に規定する建築物又は建築物の部分
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物及び広告物等の形態並びに色彩は、周辺環境に調和したものとしなければならない。	
かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣 2. 高さ2.0m以下の金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の仕上がり高が前面道路から0.6m以下のもの 3. 高さ2.0m以下の補強コンクリートブロック造等のへいで、道路側に幅1.0m以上の植栽帯を設け植栽を施したもの	

<参考>

- ・建築基準法別表第2(に)項
第6号:【15mを超える畜舎】
- ・同法同表(る)項
第1号:【危険性が大きいもの又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場等】
第2号:【危険物の貯蔵又は処理に供するもの】
- ・同法同表(わ)項
第2号:【住宅】
第4号:【老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等】
第8号:【マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等】

